

別居・離婚

「生き残された親」

△中

親の離婚や別居によって傷ついた子どもをなくし、健全な成長を促すと、独自の養育支援に乗り出す自治体が出てきた。

両親に働き掛け

兵庫県明石市。市民課窓口で離婚届用紙をもらい、▲4判のシート「養育に関する宣言書」が一緒に付いてくる。養育費の額や支払い方法のほか、別居する親との面会頻度や場所、連絡方法など、養育費と面会交流について両親が話し合って合意した内容を細かく書き込む。

作成した市民相談室の能啓元・課長は、「当事者は離婚にサインするだけで精いっぱいになつて、後になつて子どものことに対する想いがあつた」と話す。離婚前に養育について考へるきっかけを提供する狙いが多い。離婚前に養育について考へるきっかけを提

シート配布をはじめ、子ども重視の施策を展開する県芦屋市長は、弁護士の資格を持つ。離婚裁判で子どもが大変な思いをするケースをよく見てきたといい、「子どもが泣いているのを放つておけない。子どもに最も近い自治体として、両親に働き掛けたかった」と強調する。

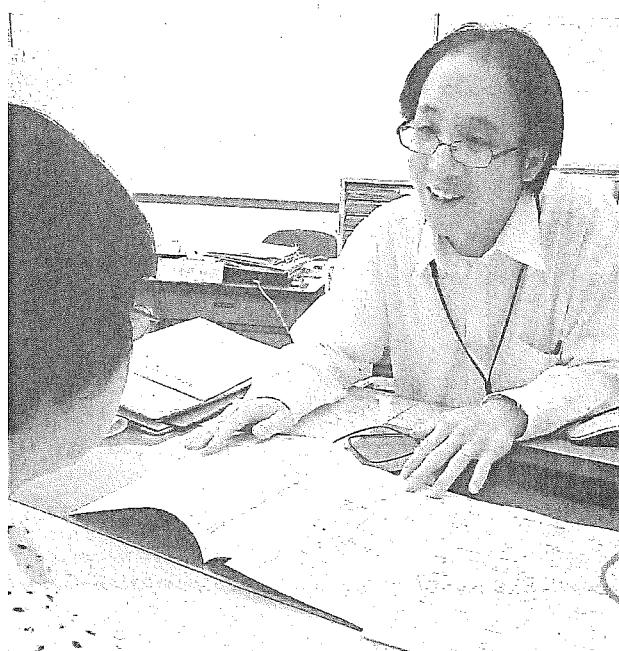
動きだす自治体 養育支援きめ細かく

自尊心傷つく子ども

メモ 両親の別居や離婚は、子ども心理面に大きな影響を及ぼす。専門家によると、別居親との交流が絶たれると「自分は見捨てられた」「いてもいなくてもいい存在なんだ」と思い、自尊心が傷つき自己肯定感が揺らぐ子どもが多いという。

同居する親が別居親を非難したりすると、別居親に対してゆがんだイメージを持ち拒絶してしまう「片親疎外症候群」という症状が起きる場合もある。

子どもの情緒不安定を防ぐために、会いたいときにいつでも会える環境を双方の親がつくり、子どもと気持ちをつないでおくことが重要とされる。



弁護士資格を持つ能啓課長は市民相談室に配属され、養育相談にも応じる。明石市役所

市は、月1回養育専門相談を開いたり、市民相談室の一角に法テラス窓口を開設したりして、今春から相談態勢の充実を図った。神戸家庭裁判所をオーバーバーに、県臨床心理士会や県弁護士会など関係機関で構成する「養育支援ネットワーク会議」も設置し、情報を共有して

いる。取り組みが全国に広がっている。文の一つに「父母が離婚する際には両亲との他の交流、子どもには監護に要する費用の分担について協議しなければならない」と記載したのが特徴だ。

文の一つに「父母が離婚する際によつて子どもが不利益にならない」と子どもを救うことはできない。養育会意書は、市ホームページで公開し、自由にダウンロードできるようにした。

文の一つに「父母が離婚する際によつて子どもが不利益にならない」と子どもを救うことはできない。養育会意書は、市ホームページで公開し、自由にダウ

12年度の栃木県人口動態統計によると、同市は20歳未満の子供の割合が2・32と県内一高い、離婚率が2・32と県内一高い、離婚